

農業共済制度の概要

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	加入率 (29年産(度))
農作物共済	水稻、陸稲、麦	水 稻：92% 麦：98%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：93% 肉用牛：68%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収 穫：24%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	72%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	43%

注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補てん)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補てん)がある。

2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補てん)と樹体共済(樹体の損傷等を補てん)がある。

3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平をいう。

4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

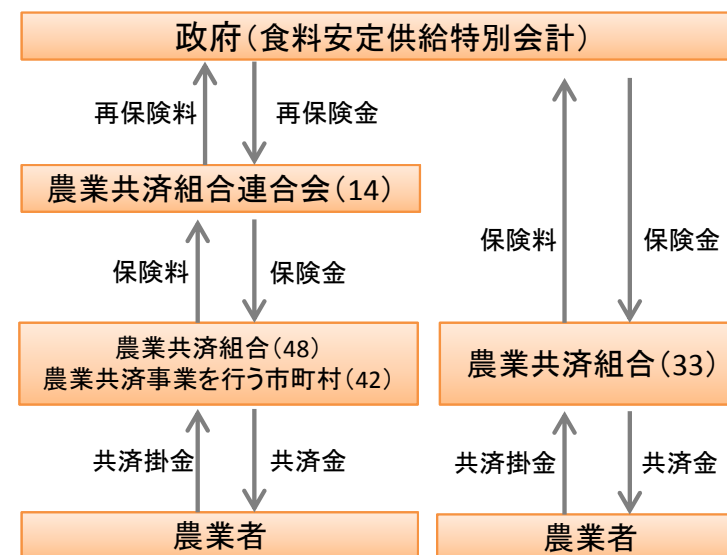
風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制

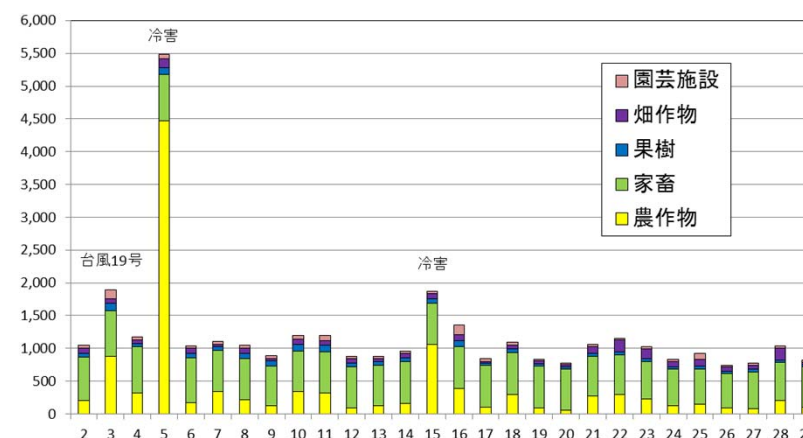
平成30年10月現在



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担（農業者の実質掛金負担は平均2.2%）
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



(30.10)

I 果樹共済の概要

1 共済事業

(1) 収穫共済

果実の減収又は品質の低下による損害を対象として補償

(2) 樹体共済

樹体の損害を対象として補償

2 共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんほうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平の総称。

3 共済事故

(1) 収穫共済

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（果実の減収又は品質の低下を伴うものに限る。）

(2) 樹体共済

同上（果樹の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷を伴うものに限る。）

4 加入資格

類区分（品種、栽培方法等に応じた区分）ごとの栽培面積（うんしゅうみかん及びぶどうのプラスチックハウスは2倍換算）が組合等が定める面積（5～30aの範囲内で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

5 引受方式

(1) 収穫共済

全相殺方式	
減収方式	農業者ごとに、収穫量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
品質方式	農業者ごとに、品質を加味した収穫量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
半相殺方式	
減収総合一般方式	農業者ごとに、被害樹園地の減収量の合計が支払開始損害割合（3割、4割又は5割）を超えた場合に、共済金を支払い
減収総合短縮方式	減収総合一般方式の共済責任期間が短縮されたもの
地域インデックス方式	農業者ごとに、統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
災害収入共済方式	農業者ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が補償割合（8割、7割又は6割）を下回った場合に、共済金を支払い
樹園地方式（平成33年産まで）	
減収総合一般方式	樹園地ごとに、収穫量が支払開始損害割合（4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
減収総合短縮方式	減収総合一般方式の共済責任期間が短縮されたもの

※1. 支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。
2. 樹園地方式は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに限る。
3. 半相殺方式及び樹園地方式は、特定危険方式（支払開始損害割合は半相殺方式2割・樹園地方式3割、共済責任期間は短縮）として、特定の共済事故（暴風雨、ひょう害、凍霜害）以外の事故を共済事故としないことができる（平成33年産まで）。

(2) 樹体共済

損害額が、10万円又は共済価額の1割のいずれかを超えた場合に、共済金を支払い

※ 共済価額とは、樹体の資産価値であり、組合等が設定。

6 共済責任期間

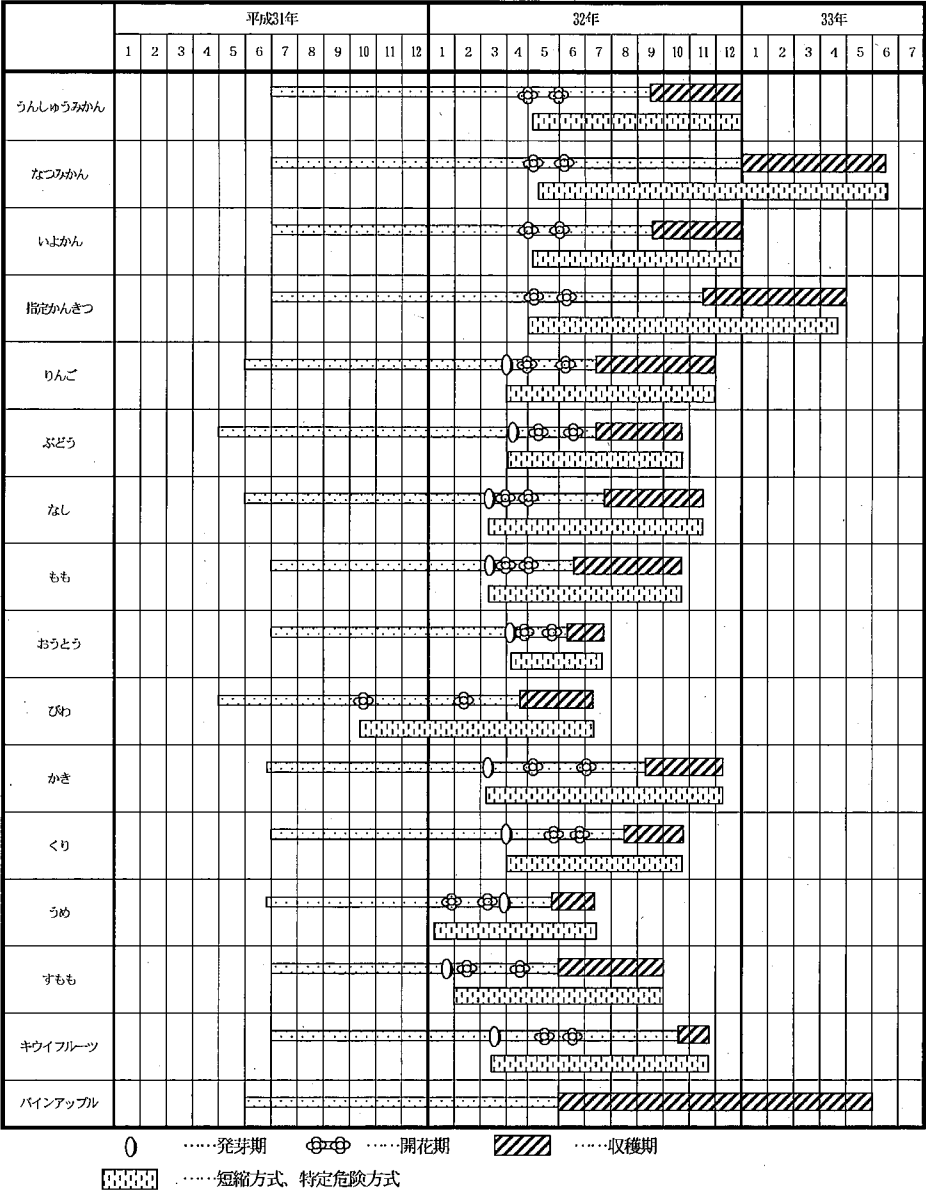
(1) 収穫共済

原則として花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫までの期間（おおむね1年半程度）（短縮方式及び特定危険方式は、発芽期又は開花期から収穫までの期間）

(2) 樹体共済

組合等が定める日から1年間

(参考) 共済責任期間（例）



7 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

(1) 収穫共済

① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

標準収穫金額の4割から最高割合の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{標準収穫金額} \times 4 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{標準収穫金額} \times 7 \text{割} (6 \text{割} \cdot 5 \text{割})$$

地域インデックス方式は9割(8割・7割)
樹園地方式は6割
特定危険方式は半相殺方式8割・樹園地方式7割

② 災害収入共済方式

基準生産金額の4割から8割(7割・6割)(最高補償額)の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割} (7 \text{割} \cdot 6 \text{割})$$

※1. 標準収穫金額とは、組合等が農業者又は樹園地ごとに設定する平年的な収穫金額。

2. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

(2) 樹体共済

共済価額の4割から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 4 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

8 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

※1. 共済掛金には、50%の国庫負担がある。

2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

3. りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう及びかきについて、農林水産大臣が定める防災施設を設置している場合は、防災施設の種類ごとの割引率により、共済掛金率が割り引かれる。

9 共済金

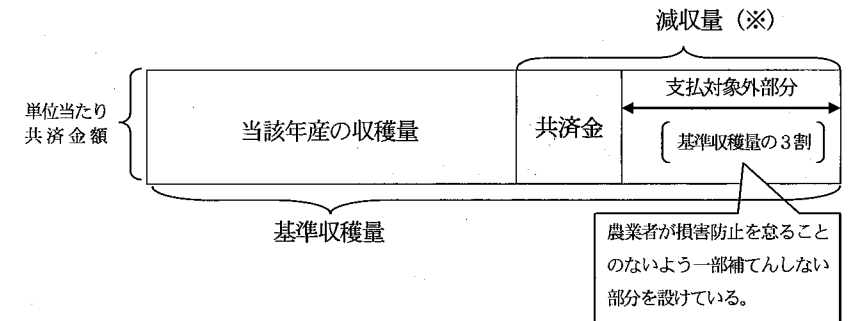
(1) 収穫共済

① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

減収量から支払対象外部分(基準収穫量×支払開始損害割合)を控除した部分について、共済金を支払い

※ 基準収穫量とは、組合等が農業者又は樹園地ごとに設定する平年収穫量。

支払開始損害割合が3割の場合



※ 地域インデックス方式では、統計単収から減収量を算定。

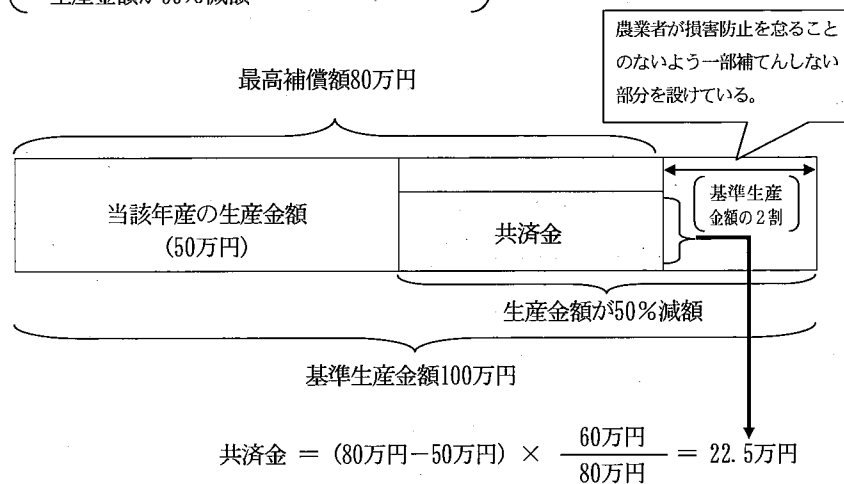
② 災害収入共済方式

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} (\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}) - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

補償割合が8割の場合

- ・最高補償額80万円（基準生産金額100万円）
 - ・共済金額60万円（農業者が選択）
 - ・生産金額が50%減額
- の場合



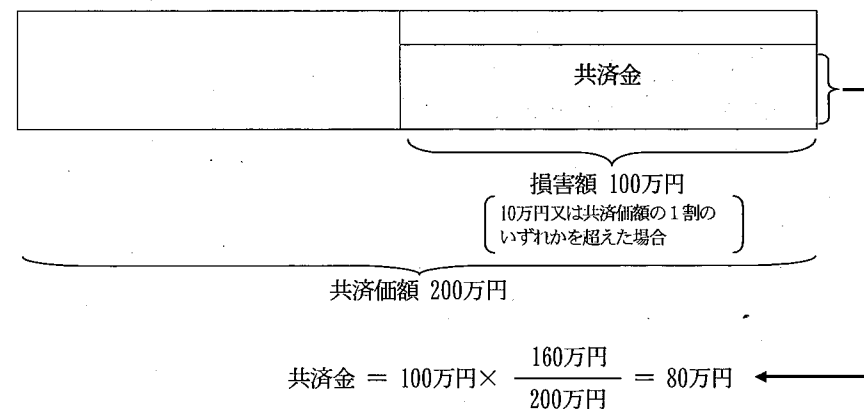
(2) 樹体共済

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ が8割の場合

- ・共済価額200万円
 - ・共済金額160万円（農業者が選択）
 - ・損害額100万円
- の場合



10 事業実績（平成29年産（度））

（1）収穫共済

(単位：戸、円、ha)

	加入戸数	共済掛金	加入面積	1戸当たり (a)	共済掛金
		(農業者負担額)			(農業者負担額)
		1戸当たり			10a当たり
収穫共済合計	57,716	33,208	36,683	64	5,225
主な品目	うんしゅうみかん	8,360	49,970	108	4,611
	りんご	14,678	27,189	83	3,277
	ぶどう	5,424	13,398	32	4,237
	なし	7,229	38,384	49	7,775
	もも	4,078	18,507	34	5,392

(単位：戸、円、ha)

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり (a)	共済金
		(農業者負担額)			(農業者負担額)
		1戸当たり			10a当たり
収穫共済合計	9,657	301,558	4,482	46	64,975
主な品目	うんしゅうみかん	2,348	337,345	57	59,587
	りんご	2,144	272,500	49	56,127
	ぶどう	795	289,263	28	105,100
	なし	843	214,631	30	72,475
	もも	576	126,869	30	42,696

(単位：億円)

	総共済金額	共済掛金	共済金	再保険金
		(農業者負担額)		
収穫共済合計	971	38	29	11
主な品目	うんしゅうみかん	189	8	2
	りんご	331	8	3
	ぶどう	75	1	1
	なし	150	3	1
	もも	45	1	0.1

※ 共済金は速報値（平成30年9月現在）である。

（2）樹体共済

(単位：戸、円、ha)

	加入戸数	共済掛金	加入面積	1戸当たり (a)	共済掛金
		(農業者負担額)			(農業者負担額)
		1戸当たり			10a当たり
樹体共済合計	2,148	20,652	723	34	6,133
主な品目	うんしゅうみかん	221	2,495	43	586
	りんご	227	21,571	40	5,414
	ぶどう	132	13,167	30	4,440
	なし	453	19,515	39	5,005
	もも	83	27,293	34	8,077

(単位：戸、円、ha)

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり (a)	共済金
		(農業者負担額)			(農業者負担額)
		1戸当たり			10a当たり
樹体共済合計	624	1,139,863	259	42	274,134
主な品目	うんしゅうみかん	4	152,814	36	42,507
	りんご	117	226,591	41	54,786
	ぶどう	15	276,984	63	44,237
	なし	121	352,711	50	70,432
	もも	39	204,412	40	50,972

(単位：万円)

	総共済金額	共済掛金	共済金	再保険金
		(農業者負担額)		
樹体共済合計	99億9,597	8,872	7億1,127	5億4,123
主な品目	うんしゅうみかん	4億1,577	110	61
	りんご	9億3,412	979	2,651
	ぶどう	4億2,444	348	415
	なし	29億5,930	1,768	4,268
	もも	1億3,999	453	227

※ 共済金は速報値（平成30年9月現在）である。

Ⅱ 畑作物共済の概要

1 共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

2 共済事故

① 農作物

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

② 蚕繭

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害

3 加入資格

農作物の類区分（品種、栽培方法等に応じた区分）ごとの栽培面積が組合等が定める面積（5～30a（北海道は30a～1ha）の範囲内で定める。）以上又は蚕繭の類区分ごとの掃立量が組合等が定める箱数（0.25～2箱の範囲内で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

4 引受方式

全相殺方式	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農業者ごとに、収穫（繭）量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は1割、2割又は3割））を超えて減少した場合に、共済金を支払い
半相殺方式	大豆、小豆、いんげん、茶	農業者ごとに、被害耕地の減収量の合計が支払開始損害割合（3割、4割又は5割（大豆は2割、3割又は4割））を超えた場合に、共済金を支払い
地域インデックス方式	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ	農業者ごとに、統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
災害収入共済方式	茶	農業者ごとに、減収があり、生産金額が補償割合（8割、7割又は6割）を下回った場合に、共済金を支払い
一筆方式 （平成33年産まで）	大豆	耕地ごとに、収穫量が支払開始損害割合（3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い

※ 支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。

5 共済責任期間

① 農作物

原則として発芽期(移植の場合は移植期)から収穫期まで

② 蚕繭

原則として桑の発芽期から収穫期まで

(参考) 共済責任期間 (例)

	平成30年			31年												32年					
	7	~	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
ばれいしょ																					
春植え																					
秋植え																					
大豆																					
小豆																					
いんげん																					
てん菜																					
さとうきび																					
夏植え																					
株出し																					
春植え																					
茶(一番茶)																					
そば																					
夏そば																					
秋そば																					
スイートコーン																					
たまねぎ																					
かぼちゃ																					
ホップ																					
蚕繭																					
春蚕繭																					
初秋蚕繭																					
晩秋蚕繭																					

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、引受方式ごとに次式で設定

① 全相殺方式

農業者ごと 基準収穫(繭)量の8割(※)×単位(kg)当たり共済金額

(7割・6割)

〔支払開始損害割合2割を選択 → 基準収穫量の8割 (3割・4割) (7割・6割)〕

※ ばれいしょ、大豆及びてん菜は基準収穫量の9割(8割・7割)

② 半相殺方式

農業者ごと 基準収穫量の7割(※)×単位(kg)当たり共済金額

(6割・5割)

〔支払開始損害割合3割を選択 → 基準収穫量の7割 (4割・5割) (6割・5割)〕

※ 大豆は基準収穫量の8割(7割・6割)

③ 地域インデックス方式

農業者ごと 基準収穫量の9割×単位(kg)当たり共済金額

(8割・7割)

〔支払開始損害割合1割を選択 → 基準収穫量の9割 (2割・3割) (8割・7割)〕

④ 災害収入共済方式

基準生産金額の4割から8割(7割・6割)(最高補償額)の範囲内で、農業者が申し出た金額

基準生産金額×4割 ≤ 共済金額 ≤ 基準生産金額×8割(7割・6割)

⑤ 一筆方式

耕地ごと 基準収穫量の7割×単位(kg)当たり共済金額

- ※1. 基準収穫(繭)量とは、組合等が農業者又は耕地ごとに設定する平年収穫(繭)量。
2. 単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定める金額のうちから農業者が選択。
3. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

7 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

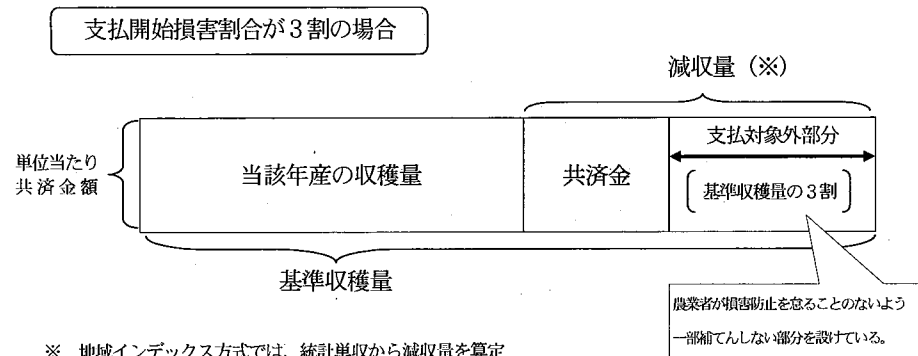
※1. 共済掛金には、農作物については55%、蚕繭については50%の国庫負担がある。

2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

8 共済金

① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式

減収量から支払対象外部分（基準収穫量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金を支払い



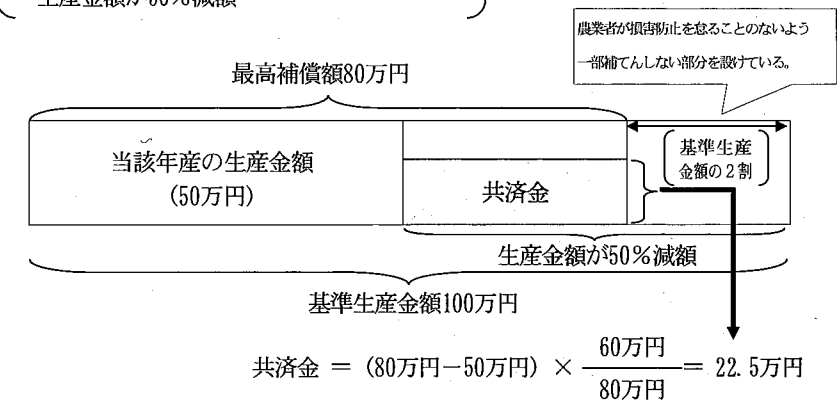
② 災害収入共済方式

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} (\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}) - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

補償割合が8割の場合

- ・最高補償額80万円（基準生産金額100万円）
 - ・共済金額60万円（農業者が選択）
 - ・生産金額が50%減額
- の場合



10 事業実績（平成29年産）

（単位：戸、円、ha（箱））

	加入戸数	共済掛金 （農業者負担額）	加入面積 （箱数）	1戸当たり	共済掛金 （農業者負担額）
		1戸当たり			10a（1箱）当たり
畑作物共済合計	69,060	70,187	295,897	4.3	1,638
主 な 品 目	ばれいしょ	5,815	97,279	43.424	1,303
	大豆	30,537	63,814	120.537	1,617
	てん菜	6,465	128,209	53.881	1,538
	さとうきび	9,701	29,636	12.743	2,256
	茶	779	20,472	697	2,287
	そば	4,161	47,611	22.827	868
	蚕繭	212	4,708	2.472	404

（単位：戸、円、ha（箱））

	被害戸数	共済金	被害面積 （箱数）	1戸当たり	共済金
		1戸当たり			10a（1箱）当たり
畑作物共済合計	15,711	280,283	58,929	3.8	7,470
主 な 品 目	ばれいしょ	903	413,254	4.490	8,311
	大豆	9,803	285,438	39.665	7,054
	てん菜	199	563,003	1.409	7,949
	さとうきび	2,040	149,211	2.559	11,893
	茶	130	137,065	110	16,256
	そば	1,634	213,665	8.228	4,243
	蚕繭	21	63,695	105	12,771

（単位：億円）

	総共済金額	共済掛金	共済金	再保険金
		農業者負担額		
畑作物共済合計	1,993	108	48	6
主 な 品 目	ばれいしょ	404	13	4
	大豆	536	43	28
	てん菜	496	18	1
	さとうきび	100	6	3
	茶	8	0.4	0.2
	そば	49	4	3
	蚕繭	1	0.02	0.01

※ 共済金は速報値（平成30年9月現在）である。

Ⅲ 家畜共済の概要

1 共済事業

(1) 死亡廃用共済（生命保険に類似した制度）

家畜の死亡又は廃用による損害を対象として補償

(2) 疾病傷害共済（医療保険に類似した制度）

家畜の疾病又は傷害の診療費用を対象として補償

2 共済目的

牛、馬、豚

3 共済事故

(1) 死亡廃用共済

家畜の死亡及び廃用（と畜を除く。）

(2) 疾病傷害共済

家畜の疾病及び傷害

※ 飼養頭数や養畜の経験年数等について基準を満たす者は、特定の共済事故（火災、伝染病又は自然災害による死亡廃用事故等）以外の事故を共済事故としないことができる。その場合、共済掛金が割り引かれる。

4 加入資格

牛、馬又は豚について養畜の業務を営み、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

5 共済掛金期間

組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

(1) 死亡廃用共済

共済価額の2割（肉豚は4割）から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 2 \text{ 割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{ 割} \\ (\text{肉豚は4割})$$

※ 共済価額とは、家畜の資産価値であり、組合等が設定。

(2) 疾病傷害共済

支払限度額の範囲内で、農業者が申し出た金額

※ 支払限度額とは、期首の飼養家畜の共済価額の合計金額（農林水産大臣が定める金額が上限）に支払限度率を乗じたもの。

7 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※ 1. 共済掛金には、牛及び馬については50%、豚については40%の国庫負担がある。
2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

8 共済金

(1) 死亡廃用共済

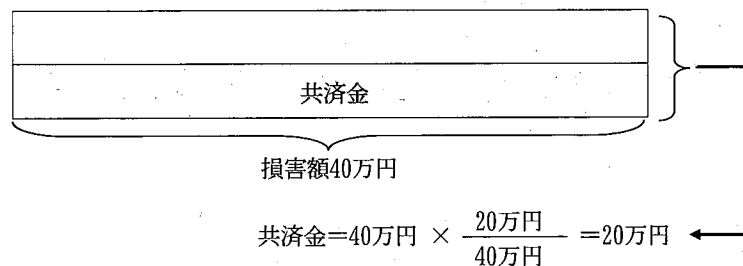
次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※ 損害額は、共済価額から事故家畜に係る肉代、補償金等の収入を控除した金額。

$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ が5割の場合

- ・ 共済価額40万円
・ 共済金額20万円（農業者が選択）
・ 損害額40万円
- の場合



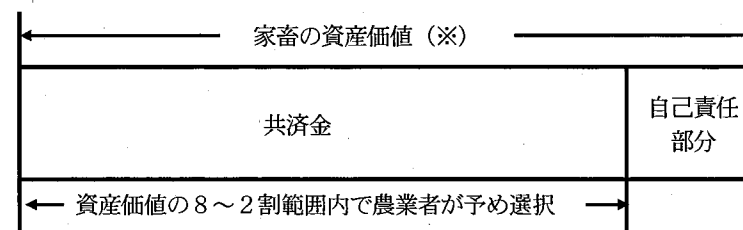
(2) 疾病傷害共済

次式で算定される共済金（診療費）を支払い

$$\text{共済金} = \text{診療点数} \times 10\text{円} + \text{薬価} \times \text{使用量}$$

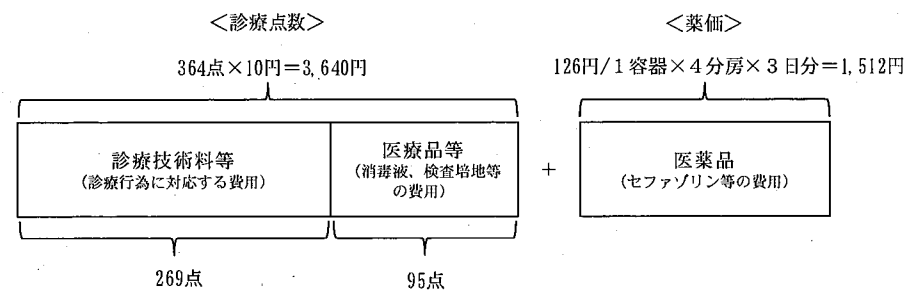
- ※ 1. 診療点数とは、人の保険診療と同様に、診療行為等に要した費用を診療種別ごとに点数化したもの。
2. 薬価は、医薬品ごとに定められた薬価基準に基づく。

（参考）死亡廃用共済の補てんの仕組み



- ※ 1. 搾乳牛等の固定資産的家畜の資産価値は、共済掛金期間の期首の資産価値。
2. 肥育牛等の棚卸資産的家畜の資産価値は、事故発生時の資産価値（平成31年1月～）。

（参考）獣医師が乳房炎に対する診療を行った場合（例）



9 事業実績（平成27年度）

(1) 死亡廃用共済

(単位：頭、万円)

		加入頭数	被害頭数	共済金（円）	総共済金額	共済金
				1頭当たり		
牛	搾乳牛	1,160,891	86,206	177,933	2,664億5,965	153億3,891
	繁殖用雌牛	481,441	8,557	201,158	1,158億3,658	17億2,131
	育成乳牛（※）	780,522	51,011	55,708	1,724億5,676	28億4,172
	育成・肥育牛（※）	2,469,980	70,362	100,435	4,228億6,084	70億6,684
馬	繁殖用雌馬	11,746	299	647,164	91億3,160	1億9,350
	育成・肥育馬	14,967	204	1,946,120	273億5,711	3億9,701
豚	種豚	249,175	4,097	41,142	117億6,185	1億6,856
	肉豚	1,687,741	172,764	8,599	167億6,584	14億8,552

※ 子牛等を含む。

(2) 疾病傷害共済

(単位：頭、件、万円)

		加入頭数	被害件数	共済金（円）	総共済金額	共済金
				1件当たり		
牛	乳用牛（※）	1,225,001	1,052,023	15,686	303億1,645	165億0,216
	肉用牛（※）	1,486,301	929,566	11,224	262億7,820	104億3,302
馬		16,801	13,673	15,352	3億7,710	2億0,991
種豚		81,147	6,345	7,713	3億8,598	4,894

※ 子牛を含む。

(備考) 制度改正後の共済掛金区分に組替集計したもの。

(参考) 共済関係の単位

(1) 死亡廃用共済

牛	搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって、搾乳の用に供されるもの
	繁殖用雌牛	満24月齢以上の肉用牛の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成乳牛（子牛等選択あり）	満24月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
	育成乳牛（子牛等選択なし）	満24月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	育成・肥育牛（子牛等選択あり）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
	育成・肥育牛（子牛等選択なし）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種雄牛	種雄牛であって、乳用種に属するもの
	肉用種雄牛	種雄牛であって、肉用種に属するもの
馬	繁殖用雌馬	満36月齢以上の馬の雌であって、繁殖用に供されるもの
	育成・肥育馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚
	特定肉豚	群単位肉豚以外の肉豚
	群単位肉豚	農業保険法施行規則第104条に規定する肉豚（離乳の日を同一とする肉豚の郡を飼養区分とする肉豚）

(2) 疾病傷害共済

牛	乳用牛（子牛選択あり）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているに限る。）
	乳用牛（子牛選択なし）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	肉用牛（子牛選択あり）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているに限る。）
	肉用牛（子牛選択なし）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種雄牛	種雄牛であって、乳用種に属するもの
	肉用種雄牛	種雄牛であって、肉用種に属するもの
馬	一般馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

Ⅳ 園芸施設共済の概要

1 共済目的

① 特定園芸施設

温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設

② 附帯施設

暖房施設、かん水施設等

③ 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物

※ 附帯施設及び施設内農作物は、農業者の選択により特定園芸施設と併せて加入。

2 共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

※ 設置面積や施設園芸の経験年数等についての基準を満たす農業者は、施設内農作物について病虫害を共済事故としないことができる。その場合、共済掛金が割り引かれる。

3 加入資格

設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が、組合等が定める面積（2～5 aの範囲内で定める。）以上の特定園芸施設を所有又は管理し、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

4 共済責任期間

組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間

※ 特定園芸施設を被覆していない期間についても加入。

5 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

共済価額の4割から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

※ 共済価額とは、特定園芸施設等の資産価値又は撤去・復旧に要する費用であり、組合等が設定。

6 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

※ 1. 共済掛金には、50%の国庫負担がある（農業者ごと共済金額1億6千万円が限度）。なお、園芸施設復旧費用額に係る共済掛金は、全て農業者負担。

2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

7 共済金

損害額が、農業者が選択した金額（①3万円又は共済価額の5%、②10万円、

③20万円）を超えた場合に、次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

ここで、

$$\text{損害額} = (A + B + C) - D$$

A：特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の被害額の合計

B：特定園芸施設撤去費用額（農業者が選択した場合）

C：園芸施設復旧費用額（農業者が選択した場合）

D：残存物価額、賠償金等

※1. 特定園芸施設撤去費用とは、共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用

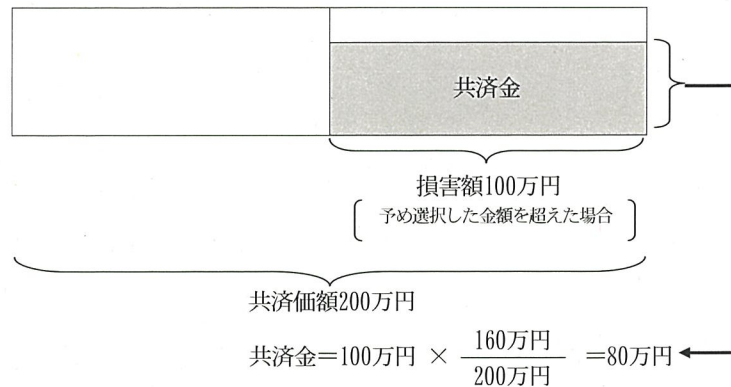
2. 園芸施設復旧費用とは、共済事故の発生により損害があった特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の修復、再建に要する費用の一部。

3. 特定園芸施設撤去費用額は、撤去に要した費用が100万円を超えた場合又は特定園芸施設本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えた場合に加算。

共済金額
共済価額 が8割の場合

- ・ 共済価額200万円
- ・ 共済金額160万円（農業者が選択）
- ・ 損害額100万円

の場合



8 施設区分

施設区分	区分の標準	
ガラス室 Ⅰ類 (木造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設	
ガラス室 Ⅱ類 (鉄骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅰ類 (木材)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅱ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	
プラスチックハウス Ⅲ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm ² メートル以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m ² 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分の断面係数1.31cm ² 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅴ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m ² 以上の強度を有するもの	
プラスチックハウス Ⅵ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅶ類 (多目的ネット等)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周開柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設	

9 事業実績（平成29年度）

（単位：戸、棟、円）

		加入戸数	共済掛金		加入棟数	1戸当たり	共済掛金	
			(農業者負担額)				(農業者負担額)	
			1戸当たり				1棟当たり	
園芸施設共済合計		193,429	16,485		586,774	3.0	5,434	
ガラス室 プラスチックハウス	I類（木造）	76	4,273		212	2.8	1,532	
	II類（鉄骨）	4,389	13,218		10,997	2.5	5,276	
	I類（木竹）	688	17,799		1,003	1.5	12,209	
	II類（パイプ）	133,797	13,047		452,846	3.4	3,855	
	III類（鉄骨下）	24,152	30,010		41,726	1.7	17,371	
	IV類甲（鉄骨中・軟）	14,015	24,620		23,314	1.7	14,800	
	IV類乙（鉄骨中・硬）	6,062	21,892		9,518	1.6	13,943	
	V類（鉄骨上）	3,276	15,395		5,254	1.6	9,599	
	VI類（雨よけ等）	6,097	18,153		39,898	6.5	2,774	
	VII類（多目的かつめし）	877	10,004		2,006	2.3	4,373	

（単位：万円）

		総共済金額	共済掛金		共済金	
			農業者負担額		再保険金	
園芸施設共済合計		6,114億0,846	62億4,128	30億5,256	41億5,056	6億2,494
ガラス室	I類（木造）	2億7,128	64	32	8	-
	II類（鉄骨）	705億5,840	1億0,646	4,844	6,142	-
プラスチックハウス	I類（木竹）	28億2,658	2,392	1,168	4,973	861
	II類（パイプ）	1,777億4,290	34億3,991	16億9,424	21億6,950	4億6,936
	III類（鉄骨下）	1,584億4,485	14億1,602	6億9,121	12億0,319	8,015
	IV類甲（鉄骨中・軟）	955億8,041	6億7,291	3億2,786	3億8,094	2,083
	IV類乙（鉄骨中・硬）	640億3,531	2億4,946	1億1,674	9,834	269
	V類（鉄骨上）	265億8,472	9,422	4,379	4,056	13
	VI類（雨よけ等）	134億6,521	2億2,035	1億0,968	1億3,736	2,618
	VII類（多目的ネットハウス）	18億9,880	1,738	860	945	71

※ 共済金は速報値（平成30年9月現在）である。

（単位：戸、棟、円）

		被害戸数	共済金		被害棟数	1戸当たり	共済金	
			1戸当たり				1棟当たり	
園芸施設共済合計		21, 521	192, 861	36, 109	1. 7	114, 945		
ガラス室 プラスチックハウス	I 類（木造）	2	39, 158	2	1. 0	39, 158		
	II 類（鉄骨）	320	191, 948	437	1. 4	140, 557		
	I 類（木竹）	132	376, 738	185	1. 4	268, 807		
	II 類（パイプ）	13, 855	156, 586	24, 238	1. 7	89, 508		
	III 類（鉄骨下）	3, 878	310, 261	5, 705	1. 5	210, 901		
	IV 類甲（鉄骨中・軟）	1, 831	208, 049	2, 378	1. 3	160, 192		
	IV 類乙（鉄骨中・硬）	426	230, 837	513	1. 2	191, 689		
	V 類（鉄骨上）	268	151, 353	332	1. 2	122, 177		
	VI 類（雨よけ等）	732	187, 644	2, 222	3. 0	61, 816		
	VII 類（多目的わたりめ）	77	122, 700	97	1. 3	97, 401		